

資料

パンジャマン・コンスタン『征服の精神と篡奪』 ——ヨーロッパ文明との関わりにおいて』(十)・完

八 第四版・補遺

第一章 諸制度の刷新、改革、画一性と安定性 について

どうやら、人々にはこう思われてしまったらしい。過去に対する敬意を促すことで、私が諸観念の進歩に何らの余地も与えておらず、時が人々の意見のなかに——したがって人間の諸制度にも等しく呼び込まざるをえない不可避の変化にも必要性を認めず、一切の刷新を非難しているのだと。しかし過去への敬意から私はあらゆる不正な制度を除外しており、いかなる時の経過も不正義を正当化することはないと認めていたのである。とはいえ単に欠陥だけが問

堤 林 剣
堤 林 恵 訳

題であり、人々の行おうとする変革が厳格な公正さに求められてのことではなく、むしろそこに想定される有用性のみを動機としているのなら、じっくりと時間をかけ慎重に取り掛かるのでなければ改革に着手すべきではない、と私は考える。

政治的権威が世論に対して、あたかもセイドがマホメットに対して言ったごとく

「私はあなたの命令を先取りしたのです」

と述べるならば、世論はセイドに答えたマホメットのように、こう返すだろう。

「それをお待ちになるべきでした」¹⁾

そして権威が猶予を拒むなら、世論は復讐するだろう。世論に先立とうと望む者は、あるいは彼ら自身知らぬう

ちに奇妙な矛盾のなかに落ち込むこととなる。自分たちの時期尚早な試みを正当化しようとして、今を生きる人々から新たな体制の恩恵を遠ざけるわけにはいかないと彼らは言う。そして現世代の人々がこうした体制の被害者となることに不満を訴えれば、明日の世代の利益という名の下にこの犠牲を弁解するのである。

改善、改革、悪弊の撤廃など、こうしたすべての物事が有益であるのはそれが国民の望みに沿っている時のみである。この願望に先んずるならば有害となるだろう。それはもはや改善ではなく暴政の行爲となる。重視してしかるべきは改善の速度ではなく、観念に制度が合致することなのだ。この原則を無視する者は、どこで立ち止まればよいかわかる術を持たないだろう。あらゆる悪弊は互いに絡まりあい、そのいくつかは社会組織の核となる部分に深く結びついている。もし世論が先にこれを解かぬならば、組織全体は攻撃を受けて動揺することとなる。

世論の現状と願望を精確に知るのは困難だ、という反論もありえよう。賛同を計ることはできず、反論が表明されるのは往々にして広く支持されているかに思われた措置の適用後であり、その時にはもう撤廃の時期を逸していることが多いではないか、と。

まず最初に私はこう応えよう。自由に表現する能力を世論に与えておくならば、それを知るのはそう難しいことではない。世論を挑発してはならない。どういう方向の態度決定が望ましいかを示しながら、期待で世論を騒がせてはならない。というのも、権力に媚びるためにへつらいが世論の姿を装うであろうから。信心深い国民の頂に無信仰の君主を据えるならば、もつとも順応性のある廷臣たちがもつとも疑い深くなるだろう。開明された国民の頭上に信心に凝り固まった宮廷を戻すならば、この宮廷の無神論者たちが峻厳な措置と規律を再開するだろう。だが政治的権威が沈黙を守りさえすれば、諸個人は発言するようになる。そして諸観念の対立から啓蒙が生じ、もはや一般的な(国民)感情を認識できないことなどありえなくなるだろう。したがってここに、確実であると同時に簡便な手段として出版の自由が存在する。常にこの自由に立ち戻らねばならない、それは国民と等しく政府にとつても必要欠くべからざる自由なのだ。そのかぎりにおいて、出版の自由を侵害することは国家的犯罪である。

第二に、世論は自らを拘束する法律や制度を、日々の実践のなかで目に見えぬかたちで少しずつ変えていくものである。世論のこの働きを邪魔せぬがよい。ベーコンは言う、

時は偉大なる改革者だ⁽²⁾と。その助力を拒んではならない。時が先触れとなれば、道は整えられる。時の手で準備されていないものを設立しても、その命令は無駄となろう。後継者たちがあなたの法を廃止するのも、あなたが他の人々の法を撤廃した時以上に困難なわけではあるまい。そして削除されたあなたの法律の後には、それが引き起こした害悪のほか何も残らないだろう。

十八世紀のヨーロッパに視線を泳がせ偶然目に付いた事象を例にとつて見れば、どれもが私の主張に確証を与えてくれる。

私の視線の先にはポルトガルがある。ジョアン五世の死を境に無知へと沈み、聖職者階級の軛に繋がれている。この国家の中枢に、ある才人が姿を現す。枷を打ち砕き蒙昧の雲を晴らすためには国民の性向のうちに支点を持たねばならない——彼はこの点を考慮しなかった。権力を担う者に一般的に見られる過ちによって、彼はそれを権威のなかに求めたのである。岩を叩いて清水の源泉を湧き出させようと望んだのだ。慎重さを欠いた焦りは、彼を補佐するのに最もふさわしかった精神を敵に回してしまう。僧侶たちは迫害されることによってその影響力を増大させた。貴族たちが蜂起する。恐るべき体刑がいたるところで悲嘆を卷

き起こす。宰相はあらゆる階層の嫌悪の的となっていた。横暴な行政が二〇年間続いた後、国王の死が彼から庇護を奪う。彼は危ういところで死刑台を逃れ、国民は自分たちを無視して一方的に開明を唱えていた政府から解放された時を祝福し、改めて迷信と無気力のうちに安らいだのであった*。

* 私はポルトガル国民の現状について発言しているつもりは
ない。私がここで述べているのはボンバル侯爵が五〇年前
に実現しようとした革命のことである。

オーストリアにおいては、マリア・テレジアの後をヨージェフ二世が継いでいる。彼は自分の臣民たちの知識が近隣諸国の人民のそれに劣っていることに気づいたと思った。不愉快なこの不均衡を消し去ろうと躍起になって、彼は権力のもたらすあらゆる手段に訴える——自由が約束する手段も疎かにはしない仕方である。悪弊をあばく著述家たちには権力の援助を提供する。だが取り残されたと感じた世論は、反応もなく無関心なままである。頑なな僧侶たちと特権を手にしたエゴイストらは、哲学者気取りの皇帝の計画にことごとく抵抗する。彼の執政は耐え難いものとなった——なぜなら国民の利益の名の下、彼らの慣習と先人見とに真つ向から対立していたからである。虚しく潰えた善良なる

意図に後悔が付き添い、理解されなかったという苦しみと相俟ってヨーゼフをあまりに早く墓石の下へと導いた。彼の最初の言葉は無力さの告白であり、不幸の吐露にほかならない。^{*}

* ヨーゼフ二世は臨終に際し、自分はすべての計画において不幸を味わった、と墓石に刻むよう求めた。

我々の憲法制定国民議会の歴史はさらに示唆的である。世論はすいぶん前から、この議会の施そうとしたさまざまな改善策を要求していたように思われた。その意に沿おうとするあまり、この開明的ではあるが忍耐を知らぬ人々の集団は、事を急ぎ過ぎることも行き過ぎることも問題とはなりえないと考えたのだった。だが世論はその代弁者たちの熱心さに怖気づき、自分を引きずりまわそうとする手から身を離したのである。気紛れなまでに繊細な世論は、自分の漠然とした気持ちを命令として受取られると腹を立てる。非難するのを好むからといって、必ずしも破壊を望んでいるわけではないのだ。まるで自分の言葉が側近たちの熱意によって行為へと変じられることに氣を害する王のごとく、自由な発言が許されるよう世論はそれがいかなる結果も伴わぬまま語ることを望む。憲法制定国民議会による最も民衆的な決定は国民の大多数から非難を浴びせられた

が、反対に上げられた声のうちにはおそらく、以前これらの決定の呼び水となったものが多く混ざっていたのである。もはやその自立がおびやかされなくなった世論が、過激さゆえに評価を貶められ傷つけられたこれらの改革に自ら関わるようになるのは、反対者らは自分たちの痛烈に非難してきた改革から生ずる利益に与ることができない、と脅されてからでしかない。

それとは対照的に、アレクサンデル「一世」の治世が始まって以来のロシアをご覧頂きたい。改善は緩やかで段階的である。国民は強制されることなく開明を遂げている。法律は細部から改良されつつあり、その全体を覆そうなどとは思ってもよらない。実践が理論に先立ち、これを受け容れる準備を精神に調えさせている。そして、あるべきものの表明にほかならぬこの理論が近いうちに好意的に受容されることになるのは、現にあるものの説明として提示されるからである。かの君主に誉れあれ！ 慎重かつ鷹揚な足取りで歩む彼は、あらゆる自然な進歩を促し、延期の求められる場合はこれをすべて尊重し、また同様に妨害しようとする疑念からも先回りを望む焦慮からも距離をとる術を知っているのだ。

弊害を是正するには、人々が自らを解決するようにすれ

ばよい。自由を容認し、強制してはならない。そのように自由を認めることであらゆる知識に助力を待むことができる。強制すれば多くの利害を敵に回すこととなる。

一つ例をとってみよう。修道院を廃止するには二通りの方法がある。扉を開くこともできようし、住人を追い出すこともできる。先の方法を採用すれば、害を一切なすことなく善を行うことが可能だ——鎖は砕くが、避難所を侵しはしない。だが第二の手段を用いるなら、公の信仰に基礎を置いた迷惑を覆すことになる。未知の世界の只中で憔悴し無防備となる老人たちを辱め、社会においてすべての個人が有する疑う余地のない権利を、自らの人生の道を選ぶ権利、財産を共有する権利、同一の教義を表明し同質の安寧を享受し同様の休息を味わうために集う権利を侵害するのである。そしてこのような不正義は、命じられた改革に對し、かつてはそれを自らの願望と認め同意を与えていたはずの世論を刃向わせるのだ。

私はこれらの原理を画一性——人は私がそれを厳しく裁断しすぎたと非難する——にも適用する。だが、その難点を指摘しつつも、画一性がいくつかの局面において利点も有することを否定するつもりはない。

一切の社会制度は、ある同一の目的すなわち最大の幸福、

そして何より人類の最大の改善 (le plus grand perfectionnement de l'espèce humaine) のために採用された形式にすぎない。この諸形式のうちには必ず、他に比べていっそう有益なものが一つ存在している。この形式を平和裏に導入することができ、それに全体の積極的な同意が獲得されるならば、成功が現実となることに何ら疑いはない。しかしもし、導入に強制が必要とされ、禁則やそれに必然的に伴うもの、罰則が求められるとしたら、害悪が利点に勝るであろう。

ある村から別の村に移動するためには、もっとも真つ直ぐな道のりが最短であることに議論の余地はない。もし二つの村の住民全員がこの道を辿ることを望めば、時間の浪費と無駄な骨折りを免れるだろう。だが家々を打ち壊し畑を荒らすことなしには道を通せないとすれば、そしてその後も通行者たちを以前使われた他の道に戻らせぬために厳格な手段が求められるならば——不法侵入者を逮捕するために憲兵隊が、それらを収容する刑務所を、監視するために牢番を必要とされたとしたら、果たしてこれに勝る時間の浪費と骨折りがあるだろうか？ 当局が個人の財産と権利を侵害せずに直通の道路を開くことができる場合には、事はうまく運ぶだろう。だがくれぐれも道の開通に留まり、

習慣によって定着したものを何も禁止せぬように——たとえ余計に時間と手間が掛かるとしても。慣習と格闘するのは利益に任せておくがよいのだ。遅かれ早かれ利益が勝者となり、望んだ変化はより安価に実現し、いっそう完全かつ決定的なものとなるであろう。

このことは名称呼称にも、計算方法や度量衡、一言でいえば日々の活動や個人間の商取引を簡潔にするあらゆる方式にあてはまる。これらの方式自体は改善を意味する。政治的権威はこれを採用し、公布し、活用するのが望ましいが、個々人が欠陥のあるかつての方式をいまだに保持しているかなど詮索せぬことである。回り道は無視するがよい。改良が実効的であれば、つまりその方式が実際により明確で簡便であるなら、採用されるのにそう時間はかかるまい。多少遅延したとしても大した害を及ぼすことはない。強制力を行使すれば問題を変質させてしまう。暴力的な手段に傷つけられたと感じた人間は、提案されたものをもはや吟味しなくなる。自分に加えられた危害に反抗するのだ。彼は悪しき手段のほうに視線を向けるため、あるいは善いかもしれぬ目的から目を逸らし、確立を画されたものも彼にとっては憎悪の対象となるであろう。

法律の画一性はひととき微妙な問題である。多様な地方

が各々古くからの法律を具え、それらがまた互いに異なっているような国においては、これを変化させずに画一的な法律を与えることはできない。ところで、この変化の衝撃を緩和するためには新しい法に適及効果がないことを宣言するだけでは不十分である。法律が変わってもなお、昨日和解した人々と明日示談に至る人々とは異なる状況におけるのである。また昨日の和解は今日の和解の基盤であり、多くの場合後者が先の和解と同じ基礎に立つとの想定のないに前者が成立したのだから、変革が人々の期待を裏切り、安定性を打ち砕いてしまうことは明らかである。

ヴォルテール氏、その他の多くの著述家たち、そして彼の模倣者たちがフランスに共存している多くの相反する慣習に対して抱いていた憤慨を思うとき、均整への執着が彼らをしてどんな誤謬に陥れたかに驚嘆を禁じえない。「何ということだ！——と彼らは言う——同一の帝国内で二つの部分がそれぞれ異なる法律に服しているのだ、丘や小川が互いを隔てているというだけで！一体丘の両側や小川の両岸で正義が変わるとでもいうのか？」だが法は正義ではないのだ。法とは正義を執行するための形式なのである。もし隣人でありながらも長い間別々に生活を営んできた二つの集団が、共に暮らすようになってからも別々の形

式を維持しているとしたら、その相違を地理上の近さや集合的な呼称によつて判断してはならない。彼らの思料(calculus)一切が支えとする、伝統的な法への道徳的愛着に従つて評価するべきなのだ。

我々の旧世界における最も自由なる国グレート・ブリテンを治めている法律は実に多種多様である。近隣の地方に見られるとは異なる慣習を何一つ持たない地方など存在しない。にもかかわらず、かの国以上に所有が保証され、個人の権利が尊重され、裁判の公正に行われる国は他にないのだ。

*このような考えを述べつつも私は、スウェーデンが同じく大きな自由を享受していることを否定しようとは思わない。この高潔なる国民に私は喜んでしかるべき敬意を捧げるだろう。他の諸国民やその政府がまだまだ逡巡している時にあって、彼らがある偉大な人物に率いられ、我々の解放者たちの最前線に位置していたさまは記憶に新しい。スウェーデンにおいては、公正な法律と独立した代表機関、そして国民の気高い精神によつて、諸個人が恣意的行為から護られて、私を私は知っている。しかしながら、国会の最新の決議のうちには出版の自由に対する制限が見て取れる事実、一人の非常に開明的な人物の判断へと委ねられたある種の検閲のようなものを私は感じるのだ。完全なる自由

の国々にスウェーデンを加えられるよう、すぐにも削除されるべき多くの法律と同じく出版の自由を限定するような決議が撤廃されるのを待つばかりである。

十ブラックストンを参照のこと。(William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, 4 vols, Oxford: Clarendon, 1765-69)

主付言すれば、それぞれの地方が固有の古い慣習を保持しつづけるといふイングランドのこのような継続性は、真の自由を危険で秩序を混乱させるものとして描くのが、どれだけこの自由にとって謂れない中傷であるかを立証している。自分の鉄鎖を打ち砕いて災いを招くのは奴隷だけである。おそらく奴隷であれば、その災厄は決して小さくないだろう。そして往々にして、この災厄は不幸と恥辱の極みへと直結している。何故なら、自分たちの興奮に疲労困憊した彼らは絶えず元の隷属状態に戻ろうとしつづけるからだ。

おそらくこのような多様性は、理論にとつての模範とはなりえないだろう。完全に白紙状態の人々を住まわせたまったくの新生国家において、その諸地方へと気紛れに別々の法律を与えるのは馬鹿げている(なぜならもしこれらの人々がその国土へと慣習も記憶も携えたまま辿り着いたなら、彼らに与えられる法律はその慣習と記憶とを何ら傷つけぬようなものでなければならぬから)。だが

既存の要素を活かそうとする場合には、かつての諸制度によつて創造され保証されていたすべての利益を尊重せねばならないのだ。^{*}

^{*}これが当て嵌まるのはこれからなすべきことにであつて、すでになされたことに對してではないという点にご注意いただきたい。人はしばしば誤つて破壊したが、復旧もまた誤りである。そうすれば二重の不都合が生じるだろう。というのは、行われる変革が一つではなく二つになるからである。だからこそ、王国を一つの統一的な法典に従わせようとして、フランスの諸地方に存在していた特殊な慣習をもしかしたらあまりに軽々しく廃止してしまったかも知れぬから、今度はこうした地方特有の慣習を蘇らせるためにこの法典を廃止しなくては、ということにはならないのだ。実現された変化は、たとえ不注意から引き起こされたとしても、やはり過去から消せるわけではない。このゆえに変化は尊重されるべきである、何となればこの二五年間のうちに、慣習は新たな結び付きを強めてきたのだから。

道徳的な存在は、算術上の法則や機械仕掛の規則に従うことができない。過去が彼らのなかに深い根を下ろしており、痛みを伴わずしてこれを損なうことは不可能である。この根を引き抜き、彼らを忍従させるのはポリドルスの苦境にほかならない。⁽³⁾ 逆らわぬもの、また平然として血が流

されるにまかせるような根柢など一つとしてありはしない。以上の主張をわずかでも吟味してみれば、次の点はすぐに納得されるだろう。この理論は、負けず劣らず頑なで強情な人々が必要な改善に對抗させたがる、安定性についての大袈裟な観念をいささかも助長するものではない。それは適用の仕方が違うだけの対極か、あるいはむしろまったく同一の過ちであるといえよう。常に問題となるのは世論の権利である。一方は世論を待ちたがらず、他方はそれとともに歩むことを望まない。

ある制度が設立された時点においては、知識と慣習との現状に適うものであつたがゆえにその制度は有用性とそれ相応の善を具えていた。人間精神が進歩を遂げるに應じて、これらの利点は減じていき、制度は変更を加えられた。最初期の純粹な形でこうした諸制度を再構築しようと望めば、その時には重大な過失となるだろう。というのもその純粹さは明らかに時代の觀念に最も反し、害をなすに最も適したものとなるであろうから。

これはほとんどの政府、そして多くの公法学者が犯す過ちである。彼らはこれこれの時代において、これこれの慣習、法が有用であつたこと、かつそれが現在では有害となつていくことに気づく。そしてその理由が慣習や法の墮落

にあると考えるのだ。だがそれはむしろ、制度が変わらぬのに観念が変化したこと起因している。彼らが治療を施そうとする害悪の原因は制度の墮落ではなく、制度と観念との間に生まれた不均衡なのである。したがって彼らの用いる薬は、害をより深刻にするほかない。

人類の歩みは段階的であり、そこに暴力的な衝撃を刻するような革新はおしなべて危険である。だがこの歩みは同時に前進していくものであり、そうした進歩を妨げるものもまた等しく危険である。もし妨害が有効に働けば人間の能力には停滞が起き、直に頹廢が訪れる。妨害が無力であれば、闘争と無秩序、動乱と惨禍が引き起こされる。

人々は激変を恐れる——それはもつともなことである。だが安定性に関する極端な考え方への盲目的で頑なな執着もまた、慎重さを欠いた革新と等しく激変を巻き起こすものである。これを避ける唯一の方法とは、身体的特質同様、精神的特質にも生ずる不可知の変化に順応することである。だが不幸にして我々はある種の言葉に誘惑されてしまう。とりわけ、一般的にいった想像力(imagination)よりも知力(esprit)を多く具えているがゆえに、欠けている想像力に訴えるべき物事を我々はこの知力をもって精査し、続いてその熱狂的な支持者であるかのように振るまわなけ

ればならないのである。再生(régénération)という語は我々をあらゆるものの破壊へと押し進めた。安定性という言葉は一切の復古へと駆り立てるだろう。しかしこの場合における復古は変革の一形態にはならない。今日において封建制や農奴制、宗教的不寛容、宗教裁判、拷問を復活させようとする政治的権威は、古きよき諸制度を蘇らせるだけだと主張しても無意味だろう。これらの古の制度は馬鹿げた有害な新品に過ぎない。伸し掛かる重苦しい一種の休息を麻痺によつて維持するという、かつて具えた利点すらこれらの制度が有することはあるまい。時代のあらゆる道徳的力がそれに反発し、復旧は害悪をもたらすだろう。また転覆はさらなる害悪を呼び、しかもこの転覆は不可避となるだろう。こうした制度の復興は、一切の制度を転覆しようとする人々にとっては特別な賞与となるからだ。

時代に従え——日々、その時々々に求められることをなすがよい。崩壊するものの維持に固執したり、出現が予感されるものを確立しようと逸つたりせぬように。正義に忠実であれ、これこそはすべての時代に通じるものである。自由を尊重せよ、それがすべての善を準備する。多くの事象が自分に関わりなく発展を遂げていくことに満足せよ、そ

して過去の擁護は過去にまかせ、未来の実現は未来自らの手に委ねるのだ。

第二章 篡奪についての詳論

私が篡奪について展開した考え方は、二種類の論争相手に遭遇することとなった。一方は私が世襲制に基礎をおかぬ一切の政府を篡奪者のそれとみなすと非難した。他方は、私が篡奪に帰した結果を現実における不可避の帰結と考えることを拒絶した。

もし政府の起源にまで遡らないと宣言しながら、本書のなかに自分では正当化したつもりで空隙を残してしまつたとすれば、私は前者の反論を予測していただろう。またもしこの問題を扱っていたとすれば、おそらく、国民の意志によつて設立された政治的権威は篡奪の変種ではないと認めずに済ますことはできなかったろう。ワシントンは確かに篡奪者ではなかった。フェリペ二世の時代のオレンジ公も篡奪者ではなかった。ウィリアム三世もまた篡奪者ではなかった。篡奪者とは、民意の支持なしに権力を奪取し、あるいは制限された権力を担いながら、定められた限界を覆す者である。

国民の意向が存在する場合としない場合とを見分けるの

は観察者にとって難しいことである、という点を私は否定しない。そして私が革命期において人々の先頭に立つ者たちを信用しないのはまさにこのゆえである。新興の王朝がおよそ好意的ではない、ほとんど抗いがたい先人見を私に引き起こすのも同じ理由からである。しかし真実を見抜くことの難しさは、真実そのものを何ら変化させはしない。自分たちの抱いていない意向を装うよう強いられた国民は、それが真正でないことを熟知している。感じているのとは逆の感情を表明せよと人民に強制する人物は、自ら命じた表現の誠実さについて幻想は持たないだろう。したがって人民はどんな場合に自分たちを統治しているのが篡奪者であるかを知っており、政府もいつ自分が篡奪者となるかを知っている。さて、これこそ篡奪が自分について抱き、自分に服従する人々のうちに観取する認識なのである。あえていえば、篡奪にその特性を刻すのも、また私がすでに記述しこれから第二の論敵に応答するなかで再び取り扱うこととなる帰結へと篡奪を導くのも、この認識にほかならないのだ。

私が今から弁明を試みる人々には、根底において我々の意見は同一であることを認めていただく必要がある。私は二種類の正当性 (legitimés) を認めている。一つは明

示的で自由な選挙から生じるもの、いま一つは暗黙のうちに世襲制に基礎を置くものである。また世襲制が正当とされるのは、そこから生み出された慣習と利点とがこれを民意とするからである、と付け加えよう。いずれにせよ私はこれらの問題を扱うことを好まない。他の箇所ですでに述べたことであるし、それらは不必要なときには危険だが、討議の必要がある場合には充分に自明となるからである。^{*}とはいえ他面、知性の進歩によって無用となった制度を再生産するのはいささか慎重さに欠けよう。公法学者たちはかのボナパルトの例から学ぶべきなのだ——その歴史はあまりに最近のものゆえ、そこから我々に与えられる教訓がすでに見失われているはずはないだろう。神授権の教義を復活させるためにかくも尽力した人物はほかにいない。彼は教会の首長〔教皇〕によって聖別されたのである。その王座の周囲をありとあらゆる宗教的莊嚴が飾り立てていた彼の即位には何か超自然的なものが具わっているかのようであった。教理問答に始まり学問上の高説にいたるまで、精神のひねり出したあらゆる詭弁が彼に奉仕した。受動的服従義務や權威の神秘についてのお粗末極まりない下劣な論説が、無数の著述家たちの創作活動を埋め尽くした。こうした一切の努力の帰結とは果たして何であったか？ 運

命の時は到来した——そして一二年というものの宣誓を強制され洗脳されつづけてきた国民のあいだには、疲れを知らぬ雄弁家たちが注釈し増幅させ、従順な若者たちに教え込まれ、さまざまな熱狂の表現とともに多数の国民が繰り返し公然と誓ってきたこの政治的な信仰告白を蘇らせようとする声など、一つとして上がらなかったのである。このことは、その信仰告白の拠って立つ議論の立証が行き過ぎてしまいか、それとも何も証明しないかのどちらかを意味している。もしこの議論が極めて厳密に展開されるのであれば証明は行き過ぎとなる——というのもその場合、議論はある別の家系を犠牲にして成り上がった家系全体の正当性を無効にしてしまうのだから。もし状況に無理矢理従わせるのならその議論は何も証明しない——このとき正当性の起源は実力に過ぎず、実力はそれを握る人物に属するものであるから。そもそも、一体この種の議論がこうした国民の間で必要とされるであろうか？ 休息の保証人、新たな動乱への望ましき防壁たる厳かな王朝の下で節度ある自由を享受することを望まぬ者など、およそいるはずもないのだから。

* *Réflexion sur les constitutions et les garanties.*
Préface, p. IX. [*Réflexions sur les constitutions, la*

distribution des pouvoirs et les garanties, dans une monarchie constitutionnelle, Paris: H. Nicolle, 1814)

すこれらの制度が人民よりはいっそう主権者たちにとって脅威であることを確認したければ、読者はレヴィ氏の十九世紀イングランドに関する著作を参照することができよう。

二五九―二六二頁、とりわけ二五九頁。(François-Gaston Lévis, *L'Angleterre au commencement du dix-neuvième siècle*, Paris: Antoine-Augustin Renouard, 1814)

私の認める二種類の正当性のうち、選挙によって生ずるものが理論上もっとも魅力的な正当性である。だがそこには偽装されうるといふ不都合がある。イングランドにおいてはクロムウェルが、フランスにおいてはボナパルトがこれを装ったのだった。

選出がたった一人の人間に傾き、世襲制に代わって望ましい結果を創出した例について、歴史が我々に示すのはわずかに二つに過ぎない*。最初のものは一六八八年におけるイングランド人の例であり、第二は今日におけるスウェーデン人のそれである。だがどちらの場合においても、世襲によって慣習化された正当性が選挙に支えを与えたのだというべきだろう。スウェーデンの人々が呼び寄せた君主は王家によって養子に迎えられた。イングランド人はウィリアム

△三世のうちに自分たちの廃位せざるをえなかった国王の最も近い親族を認めた。いずれの例にしてもこの結合から導き出される帰結は、国民によって自由選ばれた君主が、自らの古き尊厳と新しい称号から同時に力を得ていた、ということである。彼は想像力を魅了する数々の記憶によってこれを満たし、自分を支える国民の賛同によって理性を満足させた。新たに創造されたばかりの要素しか活用できなかったわけではない。彼が自信をもって国民のあらゆる力を意のままに扱うことができたのは、国民からその政治的遺産をひとかけらたりとも奪わなかったためである。旧い諸制度も彼に逆らいはしなかった。君主はそれを味方にし、制度のほうも彼を支えるのに協力した。

* 私はアメリカについて語らない。この国において大統領に委任された権限は共和主義的であり、かつ解任の可能性に開かれているからである。

以上に加えて、当時の諸状況がウィリアム三世に通常とは異なる利点を一つ提供していたことを銘記していただきたい。通常の利益は君主たちに活気を与え、彼らをしてひたすら自分たちの権力の増大に励むよう導く。自分とそれを争おうとする対抗者に対してこの権力を堅持せねばならなかった時、ウィリアム三世は自由の擁護者たちと共同戦

線を張る必要があった。だがこうした人々は彼にその権限を維持させるとしてもそれが拡大することは望んでいなかった。王家の特権が増大することを望んだのは、同時にその行使を他の人物に委ねることを目的としていた人々だったのである。三代におよぶ治世のあいだ、ウィリアム三世、アン女王、ジョージ一世といった君主たちが自分に牙を向いた専制政治の理論に対し守勢に構えていたのは、実はこのためであった。もし服従の原理が国王としての彼の権力に有利に働くなら、自由の原理は個人としての国王の安寧にとって有益であるといえよう。アン女王は受動的服従と神授権を説くサシエヴェレルを訴追するのが自分の利益になると信じていた。王冠の影響力はそのようにして公共の精神を自由に向け涵養したのである。

しかしながら、一六二五年以来の最近の革命をも含むイングランド史のこの重要な時期においてさえ、世襲制による正当性を好む人民の傾向が存在するのをご覧いただけるであろう。クロムウェルが没するやいなや、イングランド人は歓喜の熱狂とともにスチュアート朝の王族を呼び戻した。人々は彼らに愛着を示すことを欲し、後悔を告白し、際限ない信頼を寄せた。そして二度目にして悲惨な経験を経た後に、つまり繰り返され増幅される恣意的な行為、所

有の侵害、判決の取り消し、不当な刑の宣告に苦しむ市民、蹂躪される出版の自由、一言でいえばあらゆる約束の破棄、あらゆる社会的保証の侵害を見せ付けられてようやく、ブリテンの国民は再び直系の王を廃位して、民意が新たな主権者に寄せた正当性に満足するに至ったのである。これはまさしく、世襲制が諸国民に対し魅力を与えていること、そして彼らはよほどの不都合がないかぎりこれに忠実であり続けるのに幸福を感じるといふことの証ではないか！

このような解説を加えれば、私がそれを部分的にしか展開しなかったという一点において私の説を譴責した人々とは、同意に達することができないかと思う。なお応答せねばならないのは、個別的事実を一般的な規範へと拡大し、我々を抑圧した征服者と篡奪者をすべての篡奪者および征服者の典型とみなした、という理由で私を論難する人々である。だがこれら人類にとってのあらゆる惨禍とボナパルトとの詳細な比較は大量の歴史的議論を要求するものであり、本書の終りに置くことはできない。

私が自分の決して認めようとしなかった人物を弁護したがつている、と非難されることはないだろう。だが人々がその計画、犯罪、失墜をただ彼ひとりの邪悪さと固有の狂気に帰そうとするならば、それは誤りである。私にはむしろ

ろ、彼が一方では篡奪者という己の役割によって、他方は時代の精神によって変更を加えられたように思われるのだ。彼は他の誰よりもこれら二つの要因から変化を被るような性格を具えていた。彼を特徴づけているもの、それはあらゆる道徳的感覚の欠如、すなわちあらゆる共感、あらゆる人間的な感情の欠如である。彼は打算の権化 (calcul personnel) であった。もしこの打算が悲惨なほど奇妙な結果を生み出したとすれば、それは調和しがたく対立する二つの条件がこれを構成していたからである。篡奪は彼に専制政治を余儀なくさせたが、文明のレベルは専制政治を不可能にする。人々が誤って個人の奇癖とみなす矛盾や支離滅裂、二重の癡癡的運動はここから生じたのだ。

おそらくフィロポエメン、ワシントン、コシチュシユコのごとき人物は同様の道程も辿らなかつたであろうし、同様の大罪も犯さなかつたであろう。それはフィロポエメン、ワシントン、コシチュシユコが篡奪者ではなかつたからである。だが同時に彼らは非常に稀少な人格の持ち主でもあった——例外だったのは彼らのほうなのだ。

ボナパルトが野蛮な征服者たちよりはるかに罪深いことは確かである。この征服者らは蛮族に命令を下しつつも時代に逆らつてはいなかつた。だが彼〔ボナパルト〕は野蛮

を選び、野蛮を好んだ。光彩に取り囲まれながら夜を呼び戻そうと望んだ。穏和で文明化した (doux et polie) 人民を貪欲かつ残忍な放浪民に変えようと望んだ。そして彼の罪は、この計画的な意図、頑なな努力により、地上において我々の先達となつたすべての開明的世代の遺産を我々から奪おうとしたことに存するのだ。それにしても何故、我々は彼にこのような発想を許したのであろう？

貧窮と無名のなかで孤独に過ごし、二四歳を向かえるまで彼が自分の周囲を貪欲な眼で眺め回していた時、なぜ我々はあらゆる宗教的観念が皮肉の対象となるような国をその眼に晒したのであろう？ 彼が我々のサークルで発言されることに耳を傾けていた時、なぜ謹厳な思想家たちは自分自身の利益のほか人間に動機は存在しないなど口にしていたのだらう？ 人々がその帰結を免れたがる鋭敏な解釈も、原理を明かしてしまえばすべて偽りにすぎないということを彼がたやすく見抜いたとすれば、それは彼の直観が正確でその眼が敏かつたからである。彼の持たなかつた美德を付与するつもりはまったくないが、私は彼の具えていた能力を否定する必要も感じない。もし人間の心のうちに利害関心しかないのなら、暴政が彼を支配するにはただ脅迫するか誘惑するかで事足りる。もし人間の心のうち

に利害関心しかないのなら、道徳すなわち高潔、高貴、正義への抵抗がよく理解された利益 (intérêt bien entendu) に一致するというのは虚偽である。この場合よく理解された利益とは——確実に訪れる死を考慮すれば、また多少とも長く生きる可能性をも勘案すれば——享樂にそれなりの持続性を与える慎重さと結び付けられた享樂以外の何ものでもない。そして最後に、引き裂かれ苦痛と悲嘆に困憊して指導者を望むばかりのフランスにあつて、彼がこの指導者に名乗り出た時、なぜ群集はいそいそと彼への隷属を願ひ出たりしたのでろう？ 大勢の人が隷属への願望を表明して喜んでいる場合、彼らの主人が彼らに自由を与えることにこだわるだろうと訴えるのは、あまりにも無理な注文といえよう。

私は知っている。国民が自らを中傷したか、あるいは不誠実な解釈者によつて誹謗されるにまかせたのだということとを。だが不信仰を装うという悲惨な境遇にもかかわらず宗教感情が完全に破壊されることはなかった。エゴイストを自称する自惚れによつてもエゴイズムのみが支配することとはなく、どんな喝采が空を轟かそうとも隷属は国民の望みとはならなかったのである。しかしボナパルトは当然のごとくそれを見誤つた——彼において理性は感情によつて

蒙を啓かれるものではなく、その魂は高邁な矛盾に高揚することもなかったからである。彼はフランスをその言葉にしたがつて判断し、彼の想像したフランスを基準に世界を評価した。目前の篡奪が容易であつたがゆえに彼はそれが持続しうると信じ、篡奪者となつてからは我々の時代において篡奪が篡奪者に強いることすべてを行つたのである。

国内においては一切の知的生活を窒息させねばならなかつた。彼は議論を禁じ、出版の自由を禁止した。

国民はこの沈黙に驚愕するかもしれない——彼は無理に引き出し報酬を与えた喝采を彼らに聴かせ、国民全体の喚声であるかのように見せ掛けたのだつた。

もしフランスが平和に留まつていたならば、静穩に暮らす市民たちも暇を持て余す兵士たちも専制君主を觀察し、彼に判断を下してはその意見を交換しあつていたらう。真理は国民の間を駆け巡つたに違ひない。篡奪はこの真理がふるう力のもとで長続きせずには終つたはずである。それゆえボナパルトは、公の注意を相次ぐ好戦的な企てで逸らしておかねばならなかつたのだ。戦争はフランス人のうち未だ力を漲らせていた人々を遠く離れた岸辺へと打ち捨てた。またそれ〔戦争〕は外に追い遣ることのできなかつた弱腰の人々に対する抑圧的な統制を促した。恐怖によつて

精神を打ちのめし、偶然が解放をもたらしてくれるのではないか、といういくらかの希望を人々の心の底に残していた——恐怖に心地よく、無気力には都合の良い希望を。暴政に抵抗せよと急かされた人々が、戦争の間は平和を待ち平和時には戦争を待つて先延ばしにするのを、私は一体何度耳にしたことだろう！

したがって、篡奪者が絶え間ない戦争のうちにしか基盤を見出さないと私が言うのにはそれなりの理由があったのである。人々は私に抗弁するだろう——しかしもしボナパルトが平和を好んでいたとしたら？ と。もし彼が平和的であつたなら、一二年間もその地位を守り通すことはできなかったろう。平和はヨーロッパ諸国間に交流を復活させた。これらの交流は思想に表現手段を提供していたはずである。外国で印刷された書物は密かに運び込まれただろう。フランス人は自分たちがヨーロッパの大勢によって支持されていらないことに気づいたであろう——威信は長続きせず、ボナパルトはこの真実を実によく感じ取っていたから、イングランドの新聞を遠ざけるためにこの国との交際を断つたのだ。それでも十分ではなかった。たとえ一国だろうと自由なまま残されていれば、ボナパルトは安泰ではなかったのである。活発で巧妙、眼にも見えず疲れも知らぬ商

業は、いかなる距離をも乗り越えどればど回り道をしようとも忍び込んでくるため、追放しておくのが肝要な敵方をいずれば帝国の中核へと再び導き入れてしまいうだろう。ここから大陸封鎖令、そしてロシアとの戦争が生まれたのである。

そして、篡奪の維持に求められるこうした戦争の必要性は「我々の」時代に特徴的である、というのがどれほど真実であるかにご注目いただきたい。一世紀半前のクロムウェルはそれが必要としなかった。ある国民と国民の間の交流は今ほど頻繁でも容易でもなく、大陸の文献はイングランド人たちにとってほとんど未知のものであった。彼らの篡奪者を攻撃する文章はラテン語で綴られていた。外から届けられ、彼〔篡奪者〕に打撃を与え、絶えざる繰り返しが一層の危険をもたらしするような新聞は存在しなかった。クロムウェルには、イングランド人の憎悪が外部からの同意に強化されるのを避けるために戦争をする必要などなかったのである。もしボナパルトによって外界から切り離されていなければ、彼の支配下にあるフランス人たちの憎しみにも同じことが起きたであろう。自分の奴隸たちを「大地より切り離されしガリア人 *Semotos penitus orbe Gal-*⁽⁴⁾
los」とするため、彼はいたるところで戦争せねばならな

かったのだ。

ボナパルトのすべての行動を分析しようと望めば、私はあらゆる点について同種の証明を示すことができるだろう。彼の加害行為のいくつかは我々にとって無益なように思われる。だが疑念は篡奪にとつて不離の要素であり、そのものとしては無意味かもしれない犯罪もこのために本質的に必要不可欠となるのだ。ボナパルトは声高な同意によつても沈黙の服従によつても安心することができず、彼の最も非道な行為が実行に移されたのは、自分の手先たちに大罪の連帯責任を負わせることが歪みきつた安定を生むと思ひ込んだためであつた。

私が篡奪の手段と称するものは、その没落の道ともいえる。篡奪は自らが必要とする戦争の避けがたい影響によつて滅ぼされざるをえない、と私は主張した。それに対する人々の反論は、もしあれやこれやの軍事的失策を犯していなかつたらボナパルトが打倒されることはなかつたであらう、というものであつた——今回は違う、しかし別の時に、今日ではなく、だが明日にでも。日々新たな運に賭ける賭博師が、いつの日か自分の破滅を招く運命に出逢うのもその性であらう。

人々は私が次のように訴えたと避難した。ヨーロッパ全

土が広範な征服の餌食となつてゐる時に征服は不可能である」と述べ、篡奪が勝ち誇つてゐるにもかかわらず篡奪は今日において強固になりえないと語つた、と。私にこのような反論が向けられてゐる間に、一切の征服が原状に復し篡奪は瓦解した。

私は平和こそ我々の現在の文明が有する精神に合致するものだ」と訴え、一方ですべての諸国民が戦争状態にあつた。だが彼らは平和への愛ゆえに闘つていたのである。平和の名において彼らは蜂起したので。彼らを結集させ統率するためには、いかなる強制もいかなる脅威も必要とされなかつた。だが国民が平和ではなく征服のために闘わざるをえなかつたフランスにおいては、警官や憲兵、死刑執行人が市民たちに武器を持たせるのがよくやくだつたのである。

それゆえ私は自分が特殊な考えを一般化したのではないと思うのだ。ただ、あらゆる一般的な観念を排除するような論理を採用しなかつただけである。というのも、人々はいつでも実在したのとは別の状況を想定したり、自然法則を偶然へと歪めたりしがちだからだ。言つてしまえば、ボナパルトがフランスに負わせた災禍の源は彼の権力が篡奪に毒されてゐたことにあると示し、それによつて篡奪そのものを非難するほうがよほど重要であり、悪のために生ま

れ必然性も利害も度外視して罪を犯すような特殊な存在としてある個人を描き出すのはさして大切なことではない、と私は考えるのである。一つめの視座は未来に向けて、数々の重要な教訓を我々に与えてくれるだろう。だが二つめの観点は、歴史を孤立した現象の不毛なエチュードに、原因なき結果の一覧表に変貌させてしまうのだ。

九 附録

——第三版以降削除された初版第五章

第五章 ウィリアム三世の例から引き出しうる

反駁への応答

ウィリアム三世の例は、一見するとこれまでお読みになつた主張すべてに対する強力な反証のように思われるだろう。ウィリアム三世こそは、イギリスの玉座をスチュアート家から力づくで奪い取った篡奪者と言いうるのではないのか？ にもかかわらず、彼の治世は栄光と平安に満ちたものであり、イギリスの繁栄と自由とは彼の統治に端を発している。これはまさしく、近代においても篡奪が常に不可能とされるわけではなく、その効果も有害なものばかり

とはかぎらないことの証明ではないのか？

だが篡奪者という名は、ウィリアム三世にはおよそ当て嵌まらない。彼は平穏な自由を享受したいと願う国民に請われて、権威を司ることとなったのだ。そのための修練を他の土地で積み、異国では既に権力を掌握していた。彼は策謀や暴力といった篡奪のお決まりの手段を用いて王冠に手をかけたわけではない。

彼の地位に具わっていた特殊かつ有利な側面をよりよく理解したければ、クロムウェルと比較してみればよい。クロムウェルは紛れもなく篡奪者であった。彼には、自らの支柱ないし威光の源泉とすべき輝かしい地位がなかった。また個人の資質としては優れたものがあつたにもかかわらず、勝ちえた成功は毀誉褒貶半ばする儚いものばかりであった。彼の統治には、篡奪のあらゆる特徴が余さず表れている——支配は長続きせず、彼を迫り来る避けがたい失墜から救つたのは、ちょうど折りよく訪れた死であつた。

一六八八年の革命におけるウィリアム三世の介入は、およそ篡奪とは似ても似つかない。おそらくそれによつてイギリスは新たな篡奪者の支配を免れたのであり、それと同時にあまりに多くの国民の利益に相反していた王朝からも解放されたのであつた。

騒然とした状況が通常の権力の継承を許さず、しかもこうした中断が長く続き、あらゆる利害が失墜した權威から切り離されるとき、この權威の延命が望ましかったかどうかを検討しても意味はない。その再建が害をもたらしたであらうことに疑いの余地はないのである。

このような状況下において、国民はさまざまな可能性に直面することとなる。そのうち二つは良いものだが、ほかの二つは有害である。

あるいは権力がそれを失った手に再び戻るようなことがあれば、暴力的な反動が引き起こされ報復や動乱を生むことになる。そうして起こる反革命もまた、新たな革命にほかならない。チャールズ一世の二人の子息によってイギリスが巻き込まれたのはまさにこうした事態であり、彼らの治世に横行した不正は諸国民が学ぶべき忘れ難い教訓となったのである。

あるいは何者かが正当な使命を運びぬま権力を掌握するならば、篡奪にまつわる一切の不幸が国民に降り懸るだろう。同じくイギリスではクロムウェルの下こうした状況が生じることとなったが、それは今日のフランスにおいて、さらに酷い仕方で繰り返されている。

またあるいは、国民は自由とともに自らの安寧をも確実

なものとするだけの賢明さをそなえた共和政の獲得に至るかもしれない。そんなことはありえないなどと仰らぬよう——スイス人もオランダ人もアメリカ人もそれを成し遂げたのだから。

そして最後に、国民がすでに異郷で功成り名を遂げた人物を王座へと招き、彼が王杖をそれに課せられた適切な制限とともに受諾する場合。一六八八年にイギリス人が行ったのが、まさにこれである。また現代ではスウェーデン人がこの道を選んだ。そしていずれの国民も、それぞれの選択に満足を覚えた。このような場合、権力の担い手の利益はみずからの影響力を拡張したり増大させたりする以外のことには存する。彼の利益は、この権力に保障を与えてくれる諸原理に勝利を収めさせることにあり、そしてこれらの原理は同時に自由の原理でもあるのだ。

このような類の革命は、篡奪とのあいだに何の共通点も持たない。国民によって自由に選ばれた君主は、歴史を背にした威厳、そして新生の称号という両面から同時に力を与えられる。国民をとらえる記憶によって想像力を喜ばせ、自らの支えとする国民投票によって理性を満足させる。彼は最近作られた道具しか使えない状態に置かれているわけではない。彼は自信をもって、国民にそなわるあらゆる能

力を用いることができる。なぜなら彼は、国民からその政治的遺産をほんの一部たりとも奪い去ったりはしないからだ。旧制度も彼に反発することはない——君主は制度に同調し、制度は彼を支える援けとなるのだ。

次のことを付言しておこう。ウィリアム三世のなかに、同様の状況におかれた国民がおしなべて必要とするもの——権力に習熟しているのみならず自由にも慣れ親しんでいる人物、共和国の第一人者を見出したイギリス人たちは幸福だった。彼の性格は嵐に揉まれるなかで成熟を遂げ、自由な制度につきものの喧騒を恐れぬよう経験から教えられていたのである。

このような視座にたって考えるならば、ウィリアム三世の例は私を反駁するどころか、むしろ利するもののように思われる。彼の即位は篡奪ではなく、今日においても篡奪が許されることの証拠とはならない。彼の治世においてイギリスが享受した幸福と自由とが意味するのは、ただひたすらに、篡奪が決して有益なものとはなりえないことのみである。つまり、この統治の存続と安寧は、篡奪の存続と安寧に寄与することを何一つ証明しないのだ。

(1) ヴォルテールの悲劇作品『ヤホメット』(*Le Fa-*

natisme ou Mahomed le prophète) 第二幕、第三シーンからの抜粋。オフマンによれば、コンスタンは一八〇六年に本作品に登場するゾピールの役を演じている。

(2) Francis Bacon, *De augmentis scientiarum*, book 6, *Exempla antihetorum*, XL を参照。

(3) ウェルギリウス『アエネーイス』第三巻、一五—一六〇を参照。

(4) ウェルギリウスからの自由な引用。